

■まん延防止等重点措置の解除に伴う対応について■

「まん延防止等重点措置」は、3月6日（日）をもって解除されることとなりました。

3月8日（火）より、福山市の方針に基づき、感染防止対策を講じ、通常どおり開館いたします。

引き続き必要な感染防止対策を実施してまいりますので、ご来場の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

【事業】

当館の自主事業については、感染防止対策を講じて、開催いたします。
詳しくは、ホームページでご確認ください。

【貸館】

使用については、広島県の定めるイベント開催条件に基づき、感染防止対策を講じてお願いします。

新型コロナウイルス感染症拡大防止を理由とする還付申請は、3月6日（日）で終了いたします。

3月8日（火）以降に使用取消の申請をされた場合は、通常の規定に基づき還付いたします。

なお、今後の施設利用に関するご相談、その他のお問い合わせなどにつきましては、開館時間内に、管理事務室（Tel. 084-963-7300）へご連絡をお願いします。

福山市神辺文化会館